

一般社団法人愛媛県ソフトテニス連盟 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県ソフトテニス連盟(以下「当連盟」という。)の関係者が遵守すべき倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、当連盟の社会的使命と役割を自覚し、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、当連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(規律対象者の範囲)

第2条 この規程において、規律の対象となる者は、役員及び選手等であり、それぞれの定義は次のとおりとする

- (1) 役員とは、当連盟定款第21条に規定する理事及び監事並びに、各委員会の委員
- (2) 選手等とは、愛媛県を代表して、全国大会等に出場する選手、監督及びコーチ

(組織の使命及び社会的責任)

第3条 役員及び選手等は、当連盟定款第4条に規定する目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを自覚し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらねばならない。

(遵守事項)

第4条 役員及び選手等は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為及びドーピング等薬物乱用などの行為を行わないこと
- (2) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮すること
- (3) 日常の行動について公私の別を明らかにし、その地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならないこと
- (4) 補助金、助成金等の経理処理に関して適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならないこと
- (5) 役員等は、八百長等のスポーツの結果に影響を及ぼす不正行為をしてはならないこと
- (6) 人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害に基づく不合理な差別をしてはならないこと

(個人情報保護)

第5条 役員及び選手等は、当連盟の活動上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 役員及び選手等は、その活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等の開示を求められたときはこれに応じ、補助金等交付団体、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人愛媛県ソフトテニス連盟の設立登記の日から施行する。